

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子力科学研究所(廃棄物埋施設)
平成30年度第4回保安検査報告書

令和元年5月
原子力規制委員会

目 次

1. 実施概要	1
(1) 保安検査実施期間	1
(2) 検査担当職員	1
2. 保安検査内容	1
(1) 基本検査項目	1
(2) 追加検査項目	1
3. 保安検査結果	1
(1) 総合評価	1
(2) 検査結果	1
(3) 違反事項	4
4. 特記事項	4

1. 実施概要

(1) 保安検査実施期間(詳細は別添参照)

平成31年3月8日(金)

(2) 検査担当職員

東海・大洗原子力規制事務所

原子力保安検査官 足立 謹聰

原子力保安検査官 赤澤 敬一

2. 保安検査内容

今回の保安検査では、以下に示す検査項目について、立入り、物件検査、関係者への質問により、保安規定の遵守状況を確認するとともに、管理状況の聴取、記録確認、埋設保全区域の巡視等についても保安検査として実施した。

(1) 基本検査項目

① 内部監査の実施状況

② 文書及び記録の状況

(2) 追加検査項目

なし

3. 保安検査結果

(1) 総合評価

今回の保安検査においては、「内部監査の実施状況」「文書及び記録の状況」を検査項目として検査を実施した。

「内部監査の実施状況」については、仕組みの改善状況及び仕組み自体を改善するプロセスについて確認するとともに、今年度の内部監査について、監査プログラムの策定から、監査報告書の作成までの一連の活動が要領書に基づき実施されていること、また、今年度の監査結果として発出された意見5件についてその内容及びそれに対する被監査部門(廃棄物埋設施設)の改善取組状況について確認し、合わせて良好事例1件についてもその状況を確認した。

「文書及び記録の状況」については、要領書の改訂が「文書及び記録の管理要領(埋設施設)」に基づき実施されていることを確認するとともに、記録については、巡視及び点検の記録、地下水位等の測定結果の記録及びその測定に使用された装置の点検・校正記録、教育・訓練の記録、不適合未満の情報に対する記録、不適合管理にかかる記録等が要領書等に基づき実施されるとともに、記録内容の適切性等も確認した。

以上のことから、選定した検査項目に係る保安活動は問題ないことを確認した。

(2) 検査結果

① 内部監査の実施状況

内部監査は、保安に係る品質マネジメントシステムが効果的に維持されていることを明確にする上で重要な活動であることから、平成30年度内部監査の実施状況について、仕組みの改善状況及び年度の計画、実施、評価、改善の一連の状況について検査した。

検査の結果は、以下のとおりである。

1) 仕組みの改善状況について

ア 「原子力安全監査実施要領」「原子力安全監査実施手順」を、平成30年3月30日に組織改正等に伴う見直しを実施するとともに、「原子力安全監査実施手順」については、平成30年5月21日に通知書及び指示書のやり取りを記録として明確化するために様式を追加するとともに「もんじゅ廃止措置計画認可」に伴い内部監査の範囲の変更を実施していることを要領書及び担当者への聴取により確認した。

イ 監査プロセスの改善については「原子力安全監査実施手順」による被監査部門からの意見に基づく改善の他に、理事長マネジメントレビュー、平成30年度における保安検査重点方針、保安検査指摘事項、監査所見、監査員からの意見等幅広く監査にかかる情報をもとに改善の検討を行っていることを「保安検査、MR等での意見等とその反映(一覧)」及び担当者への聴取により確認した。

2) 平成30年度の内部監査の実施について

「原子力安全監査手順書」に基づく内部監査の実施状況について、「監査プログラム」「監査チームの編成」「監査実施計画」「所見メモ」「監査報告書」等の記録及び担当者への聴取により以下のとおり確認した。

ア 監査員が自らの職務を監査していないこと

イ 監査プログラムの策定から監査報告書の作成までに一連のプロセスが手順書に基づき実施されていること

3) 監査の結果、不適合に該当するものはなく、不適合未満である「意見(そのまま放置すると、将来不適合になるおそれがあるものや改善することによって保安活動がより一層向上するもの)」が記録の管理上の一部不整合等計5件あった。

4) 監査の結果、内部コミュニケーションが多くの頻度で実施され、かつ、入手した情報を直接共有するだけでなく、新たに周知資料を作成していることを良好事例としていることを確認した。

5) これらを踏まえた「監査報告書(平成30年度原子力安全監査)」が平成30年9月18日に統括監査の職に確認されていることを当該記録により確認した。

6) 監査結果の意見5件に対する改善処置については、それぞれ該当する要領書の改善等を行い、平成31年2月18日までに改善を行っていることを改訂した要領書等の記録及び担当者への聴取により確認した。また、監査結果についても、平成30年9月18日統括監査の職が確認した「監査報告書(平成30年度原子力安全監査)」及び担当者への聴取により確認した。

以上のことから、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

②文書及び記録の状況

文書及び記録の管理が適切に実施されていることが品質保証活動において重要であることから、平成30年度に実施した要領書の改訂状況及び記録の作成状況等について検査した。

検査の結果は、以下のとおりである

1) 平成30年4月1日の保安規定の変更に伴う文書改訂以降、内部監査の指摘に基づく改訂以外では、以下のとおり要領書の改定を行っていることを、改定した要領書及び担当者への聴取により確認した。

- ア 不適合管理並びに是正処置及び予防処置要領(埋設施設):平成30年7月13日
 - イ 教育訓練管理要領(埋設施設):平成30年7月13日及び平成30年10月15日
 - ウ 廃棄物埋設施設管理要領:平成30年7月13日、平成30年10月15日及び平成30年12月20日
 - エ 品質保証審査会運営要領:平成30年7月13日
 - オ 廃棄物埋設施設 施設防護活動手引:平成30年7月13日
 - カ バックエンド技術部地震対応要領:平成30年7月1日
 - キ 廃棄物埋設施設管理実施手順書:平成30年7月13日、平成30年7月30日、平成30年10月15日、平成30年12月20日
 - ク 担当理事とのコミュニケーション要領:平成30年9月11日(制定)
- 2) 記録の状況について、例として以下の記録の状況について、それぞれの記録及び担当者への聴取により確認した。
- ア 前回の保安巡視以降に実施した巡視・点検について、「廃棄物埋設施設巡視及び点検表」により、期間中異常が無かった事及び要領書に基づき実施されていること。
 - イ 前回の保安巡視以降に実施された、以下の測定記録について確認し、要領書に基づく頻度で実施され、測定結果に異常がなかったこと。
 - (ア) 原子力科学研究所における降雨量及び積算降雨量の記録(2019年2月分)
 - (イ) 地下水位測定記録(2019年3月分)
 - (ウ) 地下水中の放射性物質の濃度測定記録(平成31年2月分)
 - ウ 測定装置等の点検・校正記録について確認し、当該期間中の校正結果等に問題がなく、有効期限が切れていないこと。
 - (ア) ゲルマニウム半導体検出器校正記録、業者による測定機器の点検記録(平成31年1月25日)
 - (イ) 液体シンチレーションカウンタ自主点検記録(平成31年1月16日)
 - (ウ) 水位計点検記録(平成30年12月19日)
 - エ 教育・訓練の状況について確認し、問題無いこと。
 - (ア) 平成30年度廃棄物埋設施設の教育・訓練計画(改定6)」により、異常時の対応訓練①を追加した以外は、日程等の変更はあったものの、年度当初の計画とおりに実施されていること。
 - (イ) 教育・訓練記録(廃棄物埋設施設)により、期間中の要領改訂に伴う教育及びバックエンド技術部総合訓練の内容を確認し、教育・訓練の内容及び対象者が全員参加していること。
 - オ 不適合未満の情報に対する対応状況について「平成30年度部内における不適合の可能性のある事象にかかる情報共有について(バックエンド技術部)」により不適合未満の情報に対し週1回実施しているバックエンド技術部内の情報共有と入手した情報に対する各課の対応状況を確認した。
 - カ 不適合管理状況について
 - (ア) 品質保証が導入された以降に作成された不適合管理台帳の状況を確認し過去大きな不適合を起こしていないこと。
 - (イ) 平成30年4月17日に発見した「廃棄物埋設保安規定の変更内容の回文書への未反映」にかかる不適合管理票の処置内容に問題がないこと。

以上のことから、検査を行った範囲においては、保安規定違反となる事項は認められなかった。

(3)違反事項(監視すべき事項を除く。)

なし

4. 特記事項

なし

(別添)

検査期間中の日程表（平成30年度 第4回）

月 日	3月8日(金)
午前	<ul style="list-style-type: none">● 初回会議● 埋設保全区域の巡視● 記録確認○ 内部監査の実施状況
午後	<ul style="list-style-type: none">○ 内部監査の実施状況○ 文書及び記録の状況● チーム会議● 最終会議

注記)○:基本検査項目 ●:会議/記録確認/巡視等